

2019年3月13日
株式会社神戸製鋼所

当社の不正競争防止法違反事件に係る判決について

当社は、2018年7月19日付けで、品質に係る不適切行為の一部に関しまして、不正競争防止法違反により、東京地方検察庁により起訴されておりましたが、本日、立川簡易裁判所において、当社に対する罰金1億円の有罪判決を受けました。

当社及び当社グループ会社（当社グループ）における品質に係る不適切行為につきましては、お客様、お取引先様、株主様その他多数の関係者の皆様に多大なるご迷惑、ご心配をお掛けしておりますこと、改めて深くお詫び申し上げます。

当社と致しましては、この判決を厳粛に受け止め、2018年3月6日付けで公表した「当社グループにおける不適切行為に関する報告書」で掲げた再発防止策の実行に、引き続き当社グループをあげて真摯に、かつ愚直に取り組んでまいります。お客様、お取引先様、株主様をはじめとした多数の関係者の皆様からの信頼の回復に向けて、組織体制、企業風土等の抜本的改革を進めて参ります。

なお、当社グループにおける再発防止策の進捗につきましては、今後も当社HPを通じて継続的に公表させていただく予定です。

<http://www.kobelco.co.jp/progress/relapse-prevention/index.html>